

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、川越都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 川越都市計画区域の位置等

川越都市計画区域は、都心から約40km圏、埼玉県の中中部に位置しています。

また、川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、川越市、日高市及び川島町の行政区域の全域です。

【3・4・11号市内循環線】

本路線は、川越市脇田町を起点とし、川越市仙波町4丁目に至る延長約5,470m、幅員16mの幹線街路です。

【3・5・19号川越上尾線】

本路線は、川越市宮下町1丁目を起点とし、川越市大字中老袋字田島に至る延長約4,510m、幅員12mの幹線街路です。

II. 変更の理由

3・4・11号市内循環線の宮下町1丁目地区において、現道を活かしつつ、歴史・文化資産及び緑地の保全、神社参道としての機能を確保するため、一部区間の区域及び線形を変更し、併せて車線数を2と定めるものです。

また、3・4・11号市内循環線の線形変更に伴い、接続する3・5・19号川越上尾線の起点、一部区間の区域及び延長を変更するものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・4・11号市内循環線	約5,470m	2車線 (-)	16m	・一部区間の線形変更 ・一部区域の変更 ・車線数の決定
3・5・19号川越上尾線	約4,500m (4,510m)	2車線	12m	・起点の変更 ・一部区域の変更 ・延長の変更

括弧内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

なし